

泉大津市
自治会における防犯カメラの設置及
び運用に関するガイドライン

平成27年6月

1 ガイドラインの目的

防犯カメラは、犯罪の防止に役立つものとして、市民の関心も高まっていますが、一方で、プライバシーが侵害されるのではないかとといった不安を感じる人もいます。

本ガイドラインでは、プライバシーや個人情報の保護の観点から自治会が地域の自主防犯活動として防犯カメラを設置する際に最低限配慮すべき具体的な内容を取りまとめました。防犯カメラを設置し、又は設置しようとしている団体の皆様は、このガイドラインを参考として、適切な設置と運用に努めていただきますようお願いいたします。

2 防犯カメラを適正に運用するために配慮すべき内容

(1) 防犯カメラの定義

このガイドラインの対象となる防犯カメラは、犯罪の予防を目的として、不特定多数の者が利用する場所に向けて常設する画像記録機能を有するカメラです。

(2) 防犯カメラの運用責任者等の指定

防犯カメラの設置者は、運用責任者及び取扱者を指定しましょう。運用責任者等は、防犯カメラの効果的で適切な運用を図りましょう。個人の画像データが盗まれたり、本人の知らない間に社会に出回ったりするようなことは絶対に避けなければなりません。運用責任者等は、防犯カメラの映像（画像データなど）はもちろんのこと、撮影された映像から知り得た情報も他人に漏らしてはいけません。

(3) 防犯カメラの撮影区域・設置していることの表示

防犯カメラの撮影区域は、必要最小限とし、防犯カメラが設置されている旨及び設置者の名称・連絡先を表示しましょう。どこにカメラがあるのかなどの表示が適切でないと、いわゆる「盗撮」と同じ行為と考えられ、トラブルになる危険性があります。また、カメラの角度を調整するなどして、住宅などの私的空間が映りこまないようにしましょう。万が一、特定の住宅が映りこむ場合は、その所有者・居住者などの同意を得ることが必要です。

(4) 防犯カメラの適正な管理

防犯カメラにより撮影された映像の適正な管理映像及び記録媒体は、次の事項に留意し、適正に管理しましょう。

ア 映像の加工や不必要な複写は行わないこと。

イ 施錠可能な保管庫等に保管し、盗難及び散逸の防止に厳重に努めるこ

と。

ウ 関係者以外の立入や外部への持ち出しを禁止すること。

エ 保管期間は、1箇月以内を目安に必要最小限とすること。

オ 保管期間経過後は、速やかに映像を消去すること。

(5) 防犯カメラで撮影された映像の提供制限

防犯カメラにより撮影された映像の提供の制限映像及び記録媒体は、次の場合を除き、第三者への提供を禁止しましょう。

ア 法令に基づく場合

イ 捜査機関から犯罪捜査目的で要請を受けた場合

ウ 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合

エ その他、設置目的に照らし必要と認められる場合で、かつ映像から識別される特定の個人（本人）の同意があるとき

(6) 苦情等への対応

運用責任者は、防犯カメラの運用に関して苦情や問合せを受けたときは、責任を持って、速やかに対応しましょう。

(7) 防犯カメラ運用基準の策定

防犯カメラの設置者は、上記の内容を踏まえ、独自の運用基準を定めましょう。

〇〇〇〇（設置者）防犯カメラ等運用基準（例）

（目的）

第1条 この基準は、〇〇〇〇（設置者）が犯罪の予防を目的として設置した防犯カメラ及びこれにより撮影し、又は記録した映像データ等（以下「防犯カメラ等」という。）の管理に関する基本的事項を定めることにより、これらの適正な運用を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この基準において、防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として、不特定多数の者が利用する特定の場所（〇〇市〇〇町〇〇）に常設する映像撮影機器で記録の機能を有するものをいう。

（運用責任者等）

第3条 〇〇〇〇（設置者）は、防犯カメラ等の適正な運用を図るため、防犯カメラ等運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置くものとする。

2 〇〇〇〇（設置者）は、運用責任者を補佐するとともに、防犯カメラ等の取

扱いを行わせるため、運用責任者の指名するところにより、防犯カメラ等取扱者（以下「取扱者」という。）を置くものとする。

（運用責任者等の責務）

第4条 運用責任者及び取扱者（以下「運用責任者等」という。）は、この基準の定めるところにより、防犯カメラ等の適切な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、自己の映像を収録された者の権利の保護を図らなければならない。

2 運用責任者等は、防犯カメラによって撮影された映像から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。運用責任者等でなくなった後においても同様とする。

（防犯カメラ等の運用）

第5条 防犯カメラ等は、次に定めるところにより運用されなければならない。

- (1) 撮影対象区域を必要最小限の範囲とし、合意を得ている地域だけを撮影すること。万が一、合意を得ていない地域が映りこむ場合は、同意を得ること。
- (2) 防犯カメラが設置されている旨及び設置者の名称・連絡先を、防犯カメラの設置場所に明確かつ適切な方法で表示すること。
- (3) 映像の外部への漏えい等を防止するための所要の安全対策を講じること。
- (4) 運用責任者等による映像の監視は、防犯カメラ等の設置目的に照らし、必要な場合のみにとどめること。

（記録した映像等の管理）

第6条 映像及び映像を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）等は、次に定めるところにより管理されなければならない。

- (1) 映像の加工や不必要な複写を行わないこと。
- (2) ○○○○（記録媒体を施錠のできる保管庫等）に保管し、盗難及び散逸の防止に努めること。
- (3) 映像の保管期間は、○週間までとし、当該保管期間を経過した後は、確実な方法により、速やかに映像を消去し、又は記録媒体の破砕等の処理を行うこと。ただし、法令等に基づく場合又は捜査機関から犯罪捜査を目的とする要請を受けた場合は、この限りでない。
- (4) その他映像及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん等の防止のために必要な措置を講じること。

（映像及び記録媒体の提供の制限）

第7条 映像及び記録媒体の内容は、これを提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令等に基づく場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的で要請を受けた場合
- (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合
- (4) その他、設置目的に照らし必要と認められる場合で、かつ映像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意があるとき

（苦情処理）

第8条 運用責任者は、本人又は住民等から防犯カメラ等の運用に関する苦情を受け付けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

（その他）

第9条 この基準に定めのない事項については、運用責任者が役員会等の意見も参考にして定める。

附 則

この基準は、平成27年6月22日から施行する。

<担 当>

泉大津市 政策推進部 市民協働推進課

〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号

電話：0725-33-1131

FAX：0725-21-0412